

# 筑西市省エネ家電製品買換え促進助成金のお知らせ

一定基準を満たす省エネ家電を買換え購入した世帯を対象に、助成金を交付します。

## ◆対象者の主な条件

- ① 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに筑西市内の店舗から新品の助成対象省エネ家電(下記◆対象家電を参照)を合計10万円(税込)以上購入し、かつ、自ら居住する市内の住宅に対象家電を設置した方。  
※申請者は世帯主限定ではありませんが、**1世帯あたり1回限り**です。**今までにこの助成金の交付を受けた方及び世帯は対象外**になります。  
※設置工事、既存の家電の処分費その他の経費は対象外です。
- ②申請日時点で筑西市に住民登録がある方。
- ③既存の家電を省エネ家電に買換えし、かつ、既存の家電を家電リサイクル指定引取場所で廃棄した方。
- ④世帯全員が市税などを滞納していない方。

## ◆対象家電

下記の目標年度で省エネルギー基準達成率100%以上の省エネ家電製品



省エネルギー基準達成率  
100%以上(緑色)

※右記のマーク(緑色)が付いていること

目標年度〇〇〇〇年度 ←目標年度にご注意ください。

- ・冷蔵庫(2021年度)
- ・エアコン(2027年度又は2029年度)
- ・テレビ(2026年度)

## ◆助成額

対象家電本体の購入費用(税込)の合計額で助成額が変わります。※設置工事費、処分料等は対象外です。

購入額(税込)	助成額
10万円以上20万円未満	1万円
20万円以上	2万円

## ◆受付期間

令和6年5月7日(火)から令和7年3月31日(月)まで

※受付期間でも申込みが予算枠に達した時点で受付終了します。

## ◆提出書類

申請書の提出は市役所【環境課】窓口を持参してください。(郵送不可)

原則、申請者は購入した方となります。

①交付申請書兼請求書 ※ホームページまたは環境課窓口にあります。

②領収書等(申請者が市内の店舗で購入したことが証明できるもので日付、支払金額、金額の内訳、購入品名(型番を含む。)、発行者が記載されているもの)の写し

※レシートでも可(内容を省略することなく、すべての部分が写るようにコピーされたものに限る。)

③メーカー発行の保証書の写し(申請者の名前等を明記) ※店舗印不要

※販売店が発行したもの(延長保証)は不可。製品を開封し自ら所有(使用)したことの確認を目的としているため。

④機器の形状、規格及び構造、省エネ基準達成率100%以上が確認できる書類(カタログ等)

⑤特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)の写し

⑥振込指定口座の通帳の写し(申請者本人に限る)

⑦その他市長が必要と認める書類

詳しくは、筑西市ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】筑西市役所環境課 電話：0296-24-2130